



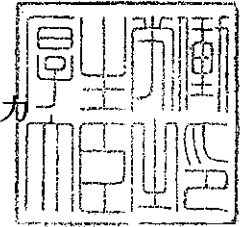
厚生労働省発食第-1225001号

平成14年12月25日

薬事・食品衛生審議会

会長 内山 充 殿

厚生労働大臣 坂 口 力



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、下記
の事項について、貴会の意見を求めます。

記

りんご加工品に係るパツリンに関する規格基準の設定について

りんご加工品に係るパツリンに関する規格基準について

1. 諮問の概要

りんご加工品に係るパツリンに関する規格基準を設定することについて

2. 諮問の背景

パツリンはペニシリウム属やアスペルギルス属のかびによって産生されるかび毒である。今年度、農林水産省において実施された汚染実態調査の結果及び東京都立衛生研究所の調査において、比較的高濃度のパツリンが検出される場合があることが判明した。

よって、パツリンによる健康被害を未然に防止する観点から、りんご加工品の規格基準の設定を御審議いただくもの。